

議案第五十一号

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について

令和七年八月二十八日

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 8

港区教育委員会

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正（案）
港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成十二年教育委員会訓令甲第五号）の一部を次
のように改正する。

- 第一条中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改める。
- 第八条第二項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改める。
- 第二号様式を次のように改める。

新幹線等利用届

(宛先)所属長様

年月日

職員番号		職		フリガナ 氏名	
所属		所在地			
住居					

次のとおり届け出ます。

1 届出の理由		左記事実の発生年月日		年月日		
2 在来線等のみを利用した場合の通勤経路及び方法						
区間	自宅から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	計
通勤方法						—
距離	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km
所要時間	時間 分	・	・	・	・	・
3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法						
区間	自宅から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	計
通勤方法						—
距離	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km
所要時間	時間 分	・	・	・	・	・
乗車券の種類						—
共通定期券						
金額	円	円	円	円	円	円
(・・・改定)	円	円	円	円	円	円
(・・・改定)	円	円	円	円	円	円
(・・・改定)	円	円	円	円	円	円
特例	○交通機関(2km未満)	○交通用具(不便公署)	○交通用具(身障)			

※ 給与担当課記入欄

異動等後の在来線等のみの通勤距離	km	≥ 80km	いずれかが該当すればよい
異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	≥ 120分	
異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	－ 新幹線等利用通勤時間	

記入上の注意

- 表面の太枠の枠内のみに記入すること。
- 「届出の理由」には、「異動」、「転居」等の理由を記入すること。
- 共通定期券を利用する場合は、「乗車券の種類」欄の該当区間に丸数字を記入すること。
- 「3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法」欄、「特例」欄中の区分は、次のとおりであること。
 - 「交通機関(2km未満)」 港区職員の通勤手当に関する規則(平成17年港区規則第147号。以下「規則」という。)第2条該当者
 - 「交通用具(不便公署)」 規則第8条第1項該当者
 - 「交通用具(身障)」 規則第8条第2項該当者
- 運賃改定があつた場合は、「3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法」欄に記入し、届け出ること。

付
則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程新旧対照表

	改 正 案	現 行
	(目的)	(目的)
2 第八条 (略)	第一条、この規程は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号。以下「条例」という。）第十五条第八項の規定に基づき、通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める」ことを目的とする。	第一条、この規程は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号。以下「条例」という。）第十五条第七項の規定に基づき、通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める」ことを目的とする。
3 (略)	(中略)	(中略)
3 (略)	(支給日等) 第八条 (略)	(支給日等) 第二条 第十五条第五項並びに港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則（平成十七年港区教育委員会規則第十四号。以下「規則」という。）第十五条及び第十六条の規定により通勤手当を支給する場合については、異動等事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の給料の支給日に支給する。

(中略)

第一号様式
第二号様式
(別紙のとおり)

(略)

付則

、)の訓令は、令和七年十月一日から施行する。

(中略)

第一号様式
(略)

(略)

新幹線等利用届

(宛先)所属長様

年月日

職員番号		職		フリガナ 氏名	
所属		所在地			
住居					

次のとおり届け出ます。

1 届出の理由		左記事実の発生年月日		年月日		
2 在来線等のみを利用した場合の通勤経路及び方法						
区間	自宅から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	計
通勤方法						—
距離	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km
所要時間	時間 分	・	・	・	・	・
3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法						
区間	自宅から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	計
通勤方法						—
距離	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km
所要時間	時間 分	・	・	・	・	・
乗車券の種類						—
共通定期券						
金額	円	円	円	円	円	円
(・・改定)	円	円	円	円	円	円
(・・改定)	円	円	円	円	円	円
(・・改定)	円	円	円	円	円	円
特例	<input type="checkbox"/> 交通機関(2km未満) <input type="checkbox"/> 交通用具(不便公署) <input type="checkbox"/> 交通用具(身障)					

※ 給与担当課記入欄

異動等後の在来線等のみの通勤距離	km	\geq	80km	いずれかが該当すればよい
異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	\geq	120分	
異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	-	新幹線等利用通勤時間	分 = 分 \geq 30分

記入上の注意

- 表面の太枠の枠内のみに記入すること。
- 「届出の理由」には、「異動」、「転居」等の理由を記入すること。
- 共通定期券を利用する場合は、「乗車券の種類」欄の該当区間に丸数字を記入すること。
- 「3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法」欄、「特例」欄中の区分は、次のとおりであること。
 - 「交通機関(2km未満)」 港区職員の通勤手当に関する規則(平成17年港区規則第147号。以下「規則」という。)第2条該当者
 - 「交通用具(不便公署)」 規則第8条第1項該当者
 - 「交通用具(身障)」 規則第8条第2項該当者
- 運賃改定があつた場合は、「3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法」欄に記入し、届け出ること。

新幹線等利用届

(宛先)所属長 様

年 月 日

職員番号		職		フリガナ 氏名	
所属		所在地			
住居					

次のとおり届け出ます。

1 届出の理由		左記事実の発生年月日		年 月 日		
2 在来線等のみを利用した場合の通勤経路及び方法						
区間	自宅から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	計
通勤方法						—
距離	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km
所要時間	時間 分	・	・	・	・	・
3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法						
区間	自宅から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	計
通勤方法						—
距離	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km	・ km
所要時間	時間 分	・	・	・	・	・
乗車券の種類						—
共通定期券						
金額	円	円	円	円	円	円
(・・改定)	円	円	円	円	円	円
(・・改定)	円	円	円	円	円	円
(・・改定)	円	円	円	円	円	円
特例	<input type="checkbox"/> 交通機関(2km未満) <input type="checkbox"/> 交通用具(不便公署) <input type="checkbox"/> 交通用具(身障)					

※ 給与担当課記入欄

異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	÷	異動等直前の通勤時間	分	=	≥ 1.5
異動等後の在来線等のみの通勤距離	km	≥	80km	いずれかが該当すればよい		
異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	≥	120分			
異動等後の在来線等のみの通勤時間	分	-	新幹線等利用通勤時間	分	=	分 ≥ 30分

記入上の注意

- 表面の太枠の枠内のみに記入すること。
- 「届出の理由」には、「異動」、「転居」等の理由を記入すること。
- 共通定期券を利用する場合は、「乗車券の種類」欄の該当区間に丸数字を記入すること。
- 「3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法」欄、「特例」欄中の区分は、次のとおりであること。
 - 「交通機関(2km未満)」 港区職員の通勤手当に関する規則(平成17年港区規則第147号。以下「規則」という。)第2条該当者
 - 「交通用具(不便公署)」 規則第8条第1項該当者
 - 「交通用具(身障)」 規則第8条第2項該当者
- 運賃改定があつた場合は、「3 新幹線等を利用した場合の通勤経路及び方法」欄に記入し、届け出ること。